

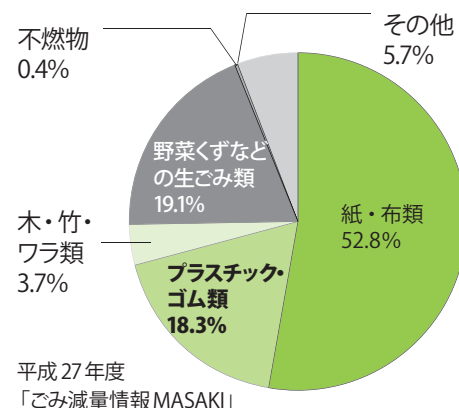
次のグラフは、伊予地区清掃センターに持ち込まれている可燃ごみの内訳です。

グラフを見ると、可燃ごみとして持ち込まれているもののうち、2割近くが「プラスチック・ゴム類」であることが分かります。

全てが資源化できるわけではありませんが、皆さんの心掛けで可燃ごみの量やごみにかかる経費を減らし、資源化することが出来ます。この機会に、普段の分別の仕方を見直してみましよう。

▼プラスチック類のごみって？

プラスチック製容器包装（商品を入れたり包んだりしているもので、中身を消費すると不要のもの）で、プラマークの表示があります。



次のグラフは、伊予地区清掃センターに持ち込まれている可燃ごみの内訳です。

プラスチック類は分別できていますか

▼プラスチック類に分類するもの

プラマークのあるもの



▼プラスチック類を出すときは

透明か半透明の袋に入れ、汚れを落としてから出しましょう（汚れがとれないものは可燃ごみ）。

注射器などは、購入元か、かかりつけの病院に相談して処理してください。

問 町民課ごみ対策係

☎ 985-4117

平成29年度 松前幼稚園・古城幼稚園

園児募集

●受付期間

9月1日(木)～16日(金)

8時30分～17時15分(土・日を除く)

●入園資格

町内に住所があり、在住している3歳児
(平成25年4月2日～26年4月1日生まれ)
※ 4、5歳児の入園希望者は学校教育課へお問い合わせください。

●定員

松前幼稚園 35人、古城幼稚園 35人
※ 定員を超える場合は抽選とします。
※ 現在3、4歳児のクラスに兄弟がいる場合は優先します。

●保育時間

・登園 8時30分～9時
・降園 月 12時、火～金 14時
※ 火～金は手作りのお弁当を持たせてください。
※ 保護者と一緒に通園してください(駐車場少し有)。

●利用者負担額

6,000円(月額)
※ 町民税の所得割額(父母合算)が非課税の世帯などは、負担額が安くなる場合があります。詳しくは、学校教育課へお問い合わせください。

●申し込み方法

学校教育課に「入園願(印鑑要)」を提出してください。書類は町ホームページからダウンロードできるほか、学校教育課、各幼稚園にあります。内定後は、通園に必要な「支給認定証」発行のための手続きを行います。

●問い合わせ

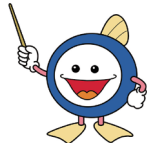
学校教育課 ☎ 985-4134
松前幼稚園(北黒田966番地2) ☎ 984-1456
古城幼稚園(筒井1387番地1) ☎ 984-2354

平成28年度 松前町臨時的任用職員募集中
【①保育士②保健師、看護師③一般事務(パート)】

勤務場所は町内保育所で、募集人数は①5人程度②、③1人程度です。個別に面接を行います。随時募集を受け付けますが、決まり次第締め切ります。詳しくは町ホームページをご覧ください。 問 総務課職員係 ☎ 985-4113

9月10日は下水道の日

- 「下水道の日」について
- 下水道を全国的に普及するため、昭和36年に「全国下水道促進デー」として始まり、平成13年に「下水道の日」となりました。
- 松前町の下水道
- 平成14年度から利用できるようになり、現在、筒井・浜・南黒田・北黒田・西古泉の一部地区で利用されています。沿線の人は、下水への接続をお願いします。
- 下水道の役割
- ①さわやかな生活ができる
トイレが水洗化され、衛生的で快適な生活になります。
- ②街がきれいになる
家庭などの污水が下水管に流れ
- 下水道を利用する皆さんへ
- 公共下水道に汚水を流す場合は必ず使用開始の届け出を、使用を一時的に止める場合や排水設備を撤去する場合は使用休止・使用廃止の届け出をしてください。
- 問 上下水道課業務係
- ☎ 985-4126



地籍調査成果の閲覧を行っています

平成27年度に地籍調査を行った「北川原の一部地区」と「北黒田の一部地区」の閲覧を行っています。調査結果に基づいて作成した地図と簿冊に誤りなどがある場合は、閲覧期間内に申し出てください。

▼日時 9月15日(木)までの9時～17時

※ 9月2日(金)は除きます。

▼場所 役場2階大会議室

問 産業課国土調査係

☎ 985-4127

「おたたさんで交通茶屋」を行います

秋の全国交通安全運動（9月21日～30日）に併せ、「第8回おたたさんで交通茶屋」を開催します。

▼日時 9月24日（土） 11時～

▼場所

エミフルMASAKI グリー
ンコート



▼内容 交通安全グッズの配布、パトカーの試乗

※オープニングは、子育て支援センターのみんなでダンスをします。

希望者は、子育て支援センター（☎985-4151）に問い合わせてください。

●町民課コミュニティ係

☎985-4228

国保資格喪失後の受診に注意してください

就職などで職場の健康保険に加入すると、国保の資格は喪失します。加入した健康保険の保険証の交付が遅れても、国保の保険証で受診しないでください。その場合、職場の健康保険が負担すべき医療費を町が立替えることになるので、受診者にその費用を返還してもらいます（費用は職場の健康保険に請求できますが、手続きが必要です）。

●職場の健康保険に加入したら：速やかに国保資格喪失手続き（保険証の返還）をしてください。手続きには、喪失する人全員の

新しく加入した健康保険証と国保の保険証、世帯主と喪失する人全員のマイナンバーカード、印鑑が必要です。

●保険証交付前に病院へ行くとき 勤務先などを通じ「健康保険被保険者資格証明書」を年金事務所に発行してもらってください。

証明書が間に合わず、やむを得ず受診するときは、加入手続き中であることを必ず病院に伝えてください。

●保険課医療保険係

☎985-4107

「ジェネリック医薬品」を知っていますか

ジェネリック医薬品は、新薬の特許が切れた後に販売される、新薬と同じ有効成分、効能や効果を持つ医薬品です。品質や安全性についても国が審査をしています。

町でも、皆さんの薬代の負担や、国保から支払われる費用を抑えるため、ジェネリック医薬品の使用促進を行っています。

●ジェネリック医薬品希望シール 7月下旬、新しい保険証と一緒にジェネリック医薬品希望シールを同封しました。保険証やお薬手

帳に貼ることで、医師や薬剤師に希望を伝えることができます。

●ジェネリック医薬品利用差額通知

ジェネリック医薬品に切り替えた場合に、いくら安くなるか見込みの金額をお知らせしています（差額が百円以上となる人を対象）。

※ジェネリック医薬品の使用を強要するものではありません。使用は医師や薬剤師に相談してください。

●保険課医療保険係

☎985-4107

正しく理解して適正な受療を
柔道整復師（整骨院・接骨院）のかかり方

身近で気軽に利用できる整骨院や接骨院ですが、保険が使える場合が決まっています。医療費は、皆さんの大切な保険料から支払われています。かかり方を正しく理解し、適正な受療にご協力ください。

●保険が使える場合

・急性の外傷性のけが「ねん挫、打撲、肉離れ、骨折や脱臼の応急手当」

●保険が使えない場合

・疲労や年齢からくる肩こり、腰

痛や体調不良など

・スポーツでの筋肉疲労

・神経痛、リウマチ、関節炎、ヘルニアなどの病気が原因の痛み

・保健医療機関で治療中のもの

●施術を受けるときは：

・領収書を必ず受け取りましょう。

・医療費通知の金額と日数を確認しましょう。

●保険課医療保険係

☎985-4107

産業まつり
たわわ祭 出店者募集

町の産業の魅力を多くの人に知ってもらうことができる絶好の機会です。ぜひ応募してください。

▶日時 11月12日⑤、13日⑥ 9時～16時

▶場所 まさき村店舗前駐車場（エミフルMASAKI敷地内）

▶資格 11月12、13の両日とも参加できる町内の企業、組合、個人事業者か町内で活動する公共性のある団体 ※ 宗教的・政治的活動団体は除きます。

▶出店内容 特産品などの展示販売、飲食などの実演販売、企業展示・PR、団体によるバザーなど

▶申し込み方法 申込書に必要事項を記入し、窓口へ提出するか郵送、メール、FAXで申し込みください。

※ 申込書は、産業課と商工会の窓口で配布しているほか、町ホームページからダウンロードできます。



昨年の様子

▶締め切り 9月28日⑥

▶申込先・問い合わせ先

・産業課商工水産観光係
〒791-3192 松前町大字筒井631番地
☎985-4120 FAX 985-4147
メール 212syoko@town.masaki.ehime.jp

・松前町商工会
〒791-3110 松前町大字浜809番地1
☎984-1427 FAX 985-0913
メール info@masakisci.or.jp

まさき文化祭 参加者募集

獅子舞競演会

▼日時 10月29日（土）、30日（日） ※時間は調整します。

▼場所 文化センター

▼資格 各分館獅子舞保存会ほか

▼申し込み方法 はがきか電話

で、住所、団体名、代表者名、電話番号を伝えてください。

フリーマーケット出店者

▼日時 10月30日（日）10時～16時

▼場所 庁舎前駐車場

▼資格 町内在住で個人かグループによる出店（業者は不可）

▶参加費 無料

▶出店品 家庭の余剰品、手作り品など（飲食物、動物は不可）

▶申し込み方法 はがきに住所、氏名（団体は団体名・代表者名）、電話番号を記入し郵送してください。

【共通事項】

▶締め切り 9月26日（月）

▶申込先・問い合わせ先

〒791-3192 松前町大字筒井631番地 社会教育課生涯学習係

☎985-4135

松山広域都市計画区域マスタープラン
プラン見直しに関する住民説明会・公聴会

「松山広域都市計画区域マスタープラン」は、県が平成24年に、広域的な見地から都市計画の基本的な方針を定めたものです。災害に強いまちづくりなどを進めるため、同プランの見直しを行います。そこで、住民説明会と公聴会を開催します。

【住民説明会】

▼日時 9月27日（火） 14時～

▼場所 中予地方局7階大会議室

※公聴会への出席を希望する人は、事前に意見の要旨などを書面で提出する必要があります。書面の提出がない場合、公聴会は中止します。

【公聴会】

▼日時 9月15日（木） 19時～

▼場所 役場3階大会議室

●まちづくり課計画建築係

☎985-4124

県都市計画課都市計画グループ

☎912-2738

ペットを飼う前に

責任を持って飼うことができる状況か、家族みんなで考えてから飼うようにしましょう。

家族の
同意

毎日の
世話

居住
環境

アレルギー
の有無

周囲への
配慮



猫を飼うときは

・室内で飼いましょう

交通事故、争いによるケガ、感染症などの危険から守るため、室内で飼いましょう。

・首輪や迷子札をつけましょう

室内で飼っていても、窓やドアから逃げてしまうことがあるので、つけておきましょう。

・不妊去勢手術をして飼いましょう

飼い主の知らない間に子猫が生まれることがないよう、望まない場合は手術をしておきましょう。



動物愛護フェスティバル

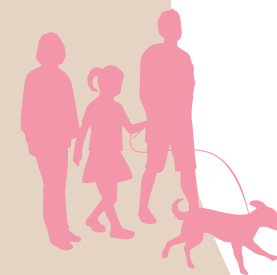
日時 9月24日(土) 10時～

場所 ひめぎんグラウンド
(松山市恵原町592番地)

※雨天時は愛媛県動物愛護センター
(松山市東川町乙44番地7)

催し物 アジリティー実演・体験、ポニーの乗馬体験、ふれあい動物園、ヒヨコとのふれあい、犬のしつけ方相談、動物〇×クイズ、写真コンクール優秀作品展示など

愛媛県動物愛護センター
☎ 977-9200



犬を飼うときは

・鳴き声が他人の迷惑にならないようにしましょう
ほえる場合は、その原因から対処することが大切です。しつけの本を読んだり、訓練士などに相談したりして対処しましょう。

・ふん尿の始末は必ず行いましょう

・屋外では、リードをつけましょう
犬の制御をできる人がリードを持ちましょう。



9月20日から9月26日は動物愛護週間 ペットとの暮らし方を考えよう

ペットの飼い主は、ペットが健康で快適に暮らせるように、また社会や近隣に迷惑を及ぼさないようにしていく責任があります。

この機会に、ペットとの暮らし方を考えてみましょう。

町民課生活環境係

☎ 985-4117

結婚50年目のご夫婦をお祝いします

金婚式を迎えるご夫婦のお祝いを、平成29年4月の「各校区の老人クラブ総会」に併せて行います。町内在住で結婚50年目(昭和42年中に結婚)のご夫婦は、各校区の老人クラブ会長が健康課地域包括支援センター係に連絡してください。

松前校区会長 重川 源

☎ 984-2208

北伊予校区会長 加藤 監一

☎ 985-0870

岡田校区会長 平井 屯

☎ 984-3128

健康課地域包括支援センター係

☎ 985-4205

将来受け取る年金が増やせる 国民年金「付加年金制度」を知っていますか

農業や自営業などの国民年金第1号被保険者と65歳未満の任意加入保険者は、月額1万6260円の保険料に400円の付加保険料を追加して納付すると、将来受け取る年金額を増やすことができます。

▼付加年金の受給額は

200円×付加保険料を納付した月数

▼10年間付加保険料を納付すると200円×120月(10年)で、年額2万4千円が付加年金として、毎年老齢基礎年金に上乗せされて支給されます(下の図)。

付加年金
(24,000円)

老齢
基礎年金

付加年金制度では、2年以上受給すると支払った額以上の付加年金を受け取ることができます。ただし、国民年金基金加入者は付加年金に加入することができません。

▼申し込み方法 年金手帳(または納付書)と認め印(シャチハタ不可)を持参して、手続きをしてください。

▼申込先・問い合わせ先

町民課住民係

☎ 985-4106

松山西年金事務所国民年金課

☎ 925-5175

松前の防災力

総務課危機管理係
☎ 985-4103

東日本大震災では約200件 エレベーター内で地震が起こったら

地震はいつ起こるか分かりません。皆さんは、外出しているときに地震が起こったら、適切な対応がとれますか。今回は、エレベーターの中で地震が起こったときの対応について紹介します。

●全ての階のボタンを押す

エレベーターからすぐに避難する必要があります。全ての階のボタンを押し、最初に止まった階で降りてください。平成21年9月以降のエレベーターには、自動的に最寄りの階に止まってドアが開く安全装置が付いています。

●閉じ込められてしまったら

インターホンで助けを求めましょう。無理に脱出するのは危険です。エレベーターは一定のすき間があるので窒息の心配はなく、停電時も非常用照明装置により暗くなりません。冷静に助けを待ちましょう。



●最後に 地震後は、エレベーターが動いていても、余震などの影響で停止する恐れがあります。安全が確認されるまでは乗らないようにしましょう。